

市政ニュース

あま市役所

開庁時間 午前8時30分～午後5時15分
 閉庁日 土・日曜・祝日

**甚目寺庁舎に
手話通訳者を配置しています**

火曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
 木曜日 午前9時～正午

※上記以外の曜日、または甚目寺庁舎以外でのご利用につきましては、お問い合わせください。

問合先 社会福祉課
 ☎444・3135 FAX443・3555
 ✉shogai@city.ama.lg.jp

子育て

**子育て応援
ファミリー・サポート・センター
頼会員を募集します**

子育てのお手伝い(お子さんの送迎・一時預かり)をしてほしい方、地域の方にお願ひしてみませんか？

登録説明会

日時 1月27日(月)

午前10時～11時45分

場所 美和公民館

対象 生後6か月から小学校6年生

までのお子さんがいるあま市、または大治町内在住もしくは在勤の方

※妊婦さん、または生後6か月未満のお子さんをお持ちの方も仮登録可能。事務局へお問い合わせください。

※登録説明会への参加が必要です。都合がつかない場合は事務局へお電話ください。

※説明会の無料託児有ります(4か月から未就学児まで、要予約、定員有ります)。託児ご利用を希望の方は開催日1週間前までに申込みが必要です。

定員 30人

申込 説明会の3日前までに電話、またはメールでお申し込みください。

【メール申込】 件名「説明会申込み」、本文に「氏名、電話番号、参加日、託児の有無(有りの場合は名前、月齢・年齢)」を記入して送信してください。

問合先 あま市・大治町広域ファミリー・サポート・センター事務局
 (甚目寺庁舎子育て支援課内)
 ☎462・0150
 FAX462・0160

✉ama-hanufanisapo@clovernet.ne.jp

令和2年度及び春休み児童クラブ利用の申込を受け付けます

対象児童 保護者が労働等で昼間家庭にいない市内の小学校に就学している児童

書類配布場所 各児童館、子育て支援課(甚目寺庁舎)

受付期間 1月7日(火)～18日(土)

受付場所 各児童館

受付時間 午前9時～午後5時

その他 利用希望者が定員を超えた場合、就労・家庭・児童の学年などを審査し、優先順位によりお断りする場合があります。

※負担金や利用期間等の詳細は広報あま令和元年12月号をご覧ください。

問合先

【七宝地区】

七宝児童館

☎442・2550

【美和地区】

美和児童館

☎443・5454

【甚目寺地区】

甚目寺中央児童館(甚目寺東小学校)

☎442・8036

甚目寺北児童館(甚目寺東小学校)

☎445・1367

甚目寺南児童館(甚目寺南小学校)

☎443・1753

甚目寺西児童館(甚目寺小学校・甚目寺西小学校)

☎442・0083

子育て支援課(甚目寺庁舎)

☎444・3173

ひとり親家庭に対する手当のご案内
未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金

児童扶養手当受給者のうち、未婚のひとり親の方に対し令和元年度に臨時・特別の措置として、給付金を支給します。

支給対象者 次のすべての要件を満たす方

①令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父、または母

②基準日(令和元年10月31日)で、これまでに婚姻(法律婚)をしたことがない方

③基準日(令和元年10月31日)で、事実婚をしていない方、または事実婚の相手方の生死が明らかでない方

支給額 17,500円

申請期限 2月3日(月)まで

支給時期 原則として令和2年1月に支給

問合先 子育て支援課

☎444・3173

FAX443・3555

募集



児童クラブ支援員募集

業務内容 保育・生活援助業務

賃金 市の規則に基づき支給

勤務地 市内15か所(小学校、または公共施設)

勤務時間 下校後から午後7時まで

※土曜、長期休業日は午前7時30分から午後7時までのうち交代制(1日6時間以内)、週3〜4日働くことができる方(週20時間未満)

応募資格

①70歳未満で、放課後児童支援員認定資格、保育士、幼稚園教諭、教諭、社会福祉士の資格を有する方

②児童館・保育所等の福祉事業に従事した経験のある方

※①もしくは②以外の方で70歳未満の子育て支援に興味のある方もかまいません。

提出書類 履歴書(写真貼付)、健康診断書(後日でも可)、資格の写し、学生証、修了証の写し

※書類提出後、面接のうえ決定します。

問合せ 子育て支援課

☎444・3173

FAX 443・3555

保険・年金



子ども医療費の助成について

平成29年7月診療分から子ども医療費の助成を中学生まで拡大し、医療費(自己負担分)を全額助成しています。

また、平成26年4月診療分から平成29年6月診療分までの中学生の通院医療費(自己負担分)は3分の2を助成しています。

受付可能期間は医療費支払日から5年間となっていますので、申請がお済みでない方は、手続きをしてください。

医療費の申請に必要なもの

●お子様の健康保険証

●印鑑(スタンプ印不可)

●振込口座の分かるもの(通帳等)

●医療費の領収書(受診者名、受診日、保険診療点数と金額が記載されているもの)

●健康保険の高額療養費に該当する場合、その決定通知書

申請場所 保険医療課(基目寺庁舎、美和・七宝市民サービスセンター)

問合せ 保険医療課

☎444・3168

FAX 443・3555

国民健康保険医療費通知について

市では、国民健康保険に加入している皆様に、ご自身の診察にかかった費用をご確認いただくため、医療費通知(医療費のお知らせ)を、年6回(偶数月中旬以降)送付しています。

この通知書は、確定申告時における医療費控除の明細書として使用することが可能です。

ただし、令和元年6月から10月診療分の通知書は令和2年2月に、令和元年11月・12月診療分の通知書は令和2年6月に送付されますので、確定申告手続きのときにお手元に届いていない分につきましては、領収書をご使用いただきますようお願いいたします。

問合せ 保険医療課

☎444・3168

FAX 443・3555

申告のときには、令和元年11・12月診療分の明細は領収書をご使用いただくか、通知書がお手元に届くのを待ちいただきますようお願いいたします。

問合せ 保険医療課

☎444・3168

FAX 443・3555

後期高齢者医療にかかわる医療費通知について

後期高齢者医療に加入している皆様に、ご自身の診察にかかった費用をご確認いただくため、医療費通知を年3回、愛知県後期高齢者医療広域連合が送付しています(平成31年

環境・衛生

飼い主の皆さん、飼い犬のフンの後始末をしていますか

飼い犬のフンは、飼い主の方が責任をもって後始末をしてください。まちもところも美しく保ちましょう。

問合せ 環境衛生課

☎444・3132

FAX 443・3555

13

令和2年1月号

広報あま